

「介護転居費用補助」と「介護環境整備支援金」について(事業内容説明)

[1] 介護転居費用補助（以下：「本補助」という）

1. 目的

本会会員がその親を同居または近距離で介護するため、親または会員が転居した場合、転居費用の補助により経済的負担を軽減する。

2. 支給条件 (1) から (3) の全ての条件を満たしていること。

- (1) 会員および配偶者の父母のいずれかが、公的介護保険の要介護・要支援認定を受けていること。
- (2) (1) に該当する親（以下：「要介護者」という）を会員が介護するため、会員が要介護者を呼び寄せたこと、または会員が要介護者のもとに転居したこと。
- (3) (2) の転居により、会員と要介護者が同居したこと、または会員と要介護者の住宅間が片道30分以内（第4項参照）となること。

3. 支給額

引越代、および転居時に賃貸借契約を締結した賃借物件の礼金・仲介手数料の実費相当額
【補助上限額50万円】

(注1) 要介護者の転居前住宅から転居先住宅までの引越代、または会員の転居前住宅から転居先住宅までの引越代を対象とする。

なお、要介護者の配偶者、または会員の家族の転居が後日となり、その引越代が別途発生する場合、当該引越代は本補助の対象外とする。

(注2) 賃貸物件の礼金・仲介手数料は、要介護者名義（要介護者の配偶者名義を含む）、または会員名義（会員の配偶者名義を含む）の賃貸借契約を対象とする。

4. 『会員と要介護者の住宅間が片道30分以内』の定義

(1) 転居先住宅の定義

原則として賃貸借契約に基づく賃借物件とする。但し、要介護者が介護施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等）に入居する場合も転居先住居に含むものとする。

(2) 片道30分以内の定義

会員が要介護者を訪問する時に用いる日常的な訪問手段（公共交通機関（注1）、徒歩、マイカー、バイク、自転車）と経路により、会員の住宅から要介護者の住宅までの所要時間（注2）が片道30分以内であることとする。

(注1) 公共交通機関とは、運輸事業者が定期的に運行している鉄道、バス、タクシー等を指すものとする。

(注2) 所要時間は、原則として会員の申告ベースとする。

(通勤・転勤判定基準を踏まえた訪問手段・経路を義務づけるものではない)

但し、会員から申告のあった訪問手段・経路では片道30分以内の到着が明らかに困難だとみなされるケースでは、事務局支部または本部の判断により本補助の認定対象外とすることができる。

(注3) 転居前時点で、上記(1)と(2)の定義に基づく会員と要介護者の住宅間の所要時間が既に片道30分以内であった場合は本補助の対象外とする。

5. 要介護者の介護施設入居時の取扱い

・要介護者が介護施設に入居した場合、要介護者の転居前住宅から介護施設までの引越代は本補助の対象とするが、介護施設入居時の諸費用は本補助の対象外とする。

・但し、上記のケースで、本会の『介護環境整備支援金』の支給条件を満たす場合、介護施設入居時の一時金については同支援金の申請を行なうことができる。

・また、要介護者が介護サービス付き賃貸物件に入居し、かつ本会の『介護環境整備支援金』の支給条件を満たす場合、本補助では引越代のみ申請し、賃貸物件の礼金・仲介手数料については同支援金の申請を行なうことができる。

(礼金・仲介手数料に係る本補助と介護環境整備支援金の並行受給不可)

6. 申請受付・支給方法

・会員は、「介護転居費用補助申請書」に必要事項を記入・捺印し、所定の確証(第7項参照)を添付の上、本会事務局支部に提出する。

・事務局支部の審査・承認後、支部は事務局本部に申請書類一式を送付し、本部の最終承認により本補助の支給が決定する。

毎月25日までの事務局本部への申請書類到着分は、原則として到着翌月に会員の給料に含めて支給する。

7. 申請時の添付書類

(1) 要介護者の要介護度を確認可能な『介護保険被保険者証』(写)

(2) 引越代の支払いに係る領収証(写)

(3) 賃貸物件の賃貸借契約書(写)

(4) 礼金・仲介手数料の支払いに係る領収証(写)

(5) 会員と要介護者の続柄および住所を確認可能な住民票原本、または戸籍謄本原本(注1)

(注1) 提出が必要となる住民票及び戸籍謄本

・転居後に会員と要介護者が同居の場合

⇒会員の現住所(申請時)がわかる住民票(要介護者の同居が確認できるもの)

・転居後に会員と要介護者が別居、かつ要介護者が扶養家族(注2)の場合

⇒要介護者の現住所(申請時)がわかる住民票(※)

・転居後に会員と要介護者が別居、かつ要介護者が扶養家族(注2)ではない場合

⇒要介護者の現住所(申請時)がわかる住民票(※)、及び会員と要介護者の続柄がわかる戸籍謄本

※会員と要介護者が別居の場合、要介護者の住民票と本会で保有している会員の住所データを照合し、別居の確認を行う

(注2) 原則として、本会の共済会費徴収基準上の扶養家族(税控除対象)と定義する。
但し、日本電気健康保険組合の被扶養者となっている場合も扶養家族とみなす。

8. 本補助の対象とする始期

2010年11月1日以降の転居をもって、本補助の対象とする。

【申請受付開始日：2010年11月1日】

9. 備考

本補助の支給は、同一の要介護者につき1回限りとする。

[2] 介護環境整備支援金（以下：「本支援金」という）

1. 目的

要介護度の高い親等の介護で介護方法の見直しが発生し、当該見直しのために本会会員が多額の負担をした場合、支援金の支給により経済的負担を軽減する。

2. 本支援金対象者の範囲

本会会員と配偶者、および各々の父母のうち公的介護保険の要介護3以上の認定者

3. 支給条件 （1）または（2）のいずれかの条件を満たしていること。

（1）住宅改修

本支援金対象者の住宅を介護のために改修したが、公的介護保険における住宅改修費の補助支給限度額（現行20万円）を超過し、かつ当該改修に対する会員の最終自己負担額が20万円以上（税込）であること。

（2）介護施設入居

本支援金対象者の介護施設入居時に一時金の支払いが生じ、かつ当該一時金に対する会員の最終自己負担額が20万円以上（税込）であること。

4. 支給額

一律20万円

5. 住宅改修時の支給条件（詳細）

（1）本支援金の対象とする住宅

本支援金対象者が日常生活を送る住宅（住民票記載地ベース）とする。

なお、当該住宅を会員自ら所有または賃借している必要はなく、かつ当該住宅における会員と本支援金対象者の同居・別居は問わない。

（2）本支援金の対象とする支出

公的介護保険の『住宅改修費』の支給対象となり、かつ市区町村から『介護保険給付費支給決定通知』を交付された改修工事に要する費用とする。

[公的介護保険の住宅改修費の支給対象工事（注）]

- | | | |
|---------|--------|---------|
| ①手すり取付け | ③床材の変更 | ⑤便器の取替え |
| ②床段差の解消 | ④扉の取替え | |

（注）詳細は各市区町村のホームページ等を参照のこと。

6. 介護施設入居時の支給条件（詳細）

（1）本支援金の対象とする介護施設

公的介護保険における『特定施設入居者生活介護』、『地域密着型特定施設入居者生活介護』、『認知症対応型共同生活介護』のいずれかの事業者指定を受けた施設とする。

[対象施設の例]

特定施設入居者生活介護	⇒有料老人ホーム、ケアハウス、適合高齢者専用賃貸住宅
地域密着型特定施設入居者生活介護	⇒小規模老人ホーム（定員29人以下）
認知症対応型共同生活介護	⇒グループホーム（定員29人以下）

(注1)「有料老人ホーム」等の名称が付されている施設でも、設備基準、介護サービス基準、人員配置基準を満たしていない等により、自治体から上記の事業者指定を受けていないケースがある。

(注2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設については、入居時一時金が通常発生しないため、本支援金の対象外とする。

(2) 本支援金の対象とする支出

入居金、保証金、礼金等、施設入居時に一時金として支払う費用のうち、支払後に返還されない費用、および毎年一定の償却がされる費用とする。

なお、以下の費用については、本支援金の対象外とする。

- ・ 介護施設に毎月または定期的に支払う費用（家賃、管理費、食費、共益費等）
- ・ 入居先が賃貸借契約に基づく賃借物件の場合の敷金（その名称にかかわらず敷金と同等の性格の費用を含む）

7. 会員の自己負担に関する取扱い

【住宅改修時、介護施設入居時共通】

(1) 自己負担の定義

原則として、本支援金の対象とする支出に係る会員本人名義の20万円以上（税込）の領収証提出をもって、会員が当該支出を自己負担したものと扱う。

但し、領収証が会員本人名義でなくとも、以下の①または②を満たす場合は会員が当該支出を自己負担したものとみなす。

①領収証が本支援金対象者の名義で、かつ当該名義人が会員の配偶者、会員の扶養家族（注1）となっている父母（注2）、会員と同居している父母（注2）のいずれかである場合

②領収証が本支援金対象者の名義で、かつ当該名義人が会員の扶養家族（注1）ではない別居の父母（注2）のいずれかとなっており、会員が当該名義人に対し領収証上の領収日以前に20万円以上の送金による援助を行なった場合

⇒②では、会員の預金通帳のうち金融機関名と口座名義を確認可能な表紙と、送金の事実（送金先の名義人、領収証上の領収日以前となる入金日、20万円以上の送金額）を確認可能なページの写しを提出することを申請受付条件とする。

(注1) 原則として、本会の共済会費徴収基準上の扶養家族(税控除対象)と定義する。

但し、日本電気健康保険組合の被扶養者となっている場合も扶養家族とみなす。

(注2) 会員本人の父母だけでなく、会員の配偶者の父母も含むものとする。

(2) 自治体による独自補助の控除

住宅改修および介護施設入居において自治体から独自の補助を受けた場合は、当該補助受給額を会員の自己負担額から差し引く。

[住宅改修における例]

住宅改修総費用	90万円	(公的介護保険での住宅改修費支給対象工事)
ー公的介護保険からの支給額	18万円	(支給限度額20万円ー被保険者負担2万円)
ー自治体からの独自補助額	50万円	(公的介護保険による支給額の超過分を補助)
最終自己負担額	22万円	(≥ 20 万円) ⇒本支援金の給付条件に合致

(注) 上記の例における「自治体からの独自補助額」は、あくまで例示用の金額であり、特定の自治体の補助額を指すものではない。

8. 申請受付・支給方法

・会員は、「介護環境整備支援金申請書」に必要事項を記入・捺印し、所定の確証(第9項参照)を添付の上、本会事務局支部に提出する。

・事務局支部の審査・承認後、支部は事務局本部に申請書類一式を送付し、本部の最終承認により本支援金の支給が決定する。

毎月25日までの事務局本部への申請書類到着分は、原則として到着翌月に会員の給料に含めて支給する。

9. 申請時の添付書類

(1) 住宅改修

〈全申請者共通〉

①本支援金対象者の要介護度を確認可能な『介護保険被保険者証』(写)

②市区町村から交付された『介護保険給付費支給決定通知』(写)

③住宅改修費の支払いに係る領収証(写) 【市区町村に提出したもの】

④改修工事完了後に作成した工事内容・金額内訳書(写) 【市区町村に提出したもの】

⑤会員と本支援金対象者の続柄および住所を確認可能な住民票原本、または戸籍謄本原本(注)

(注) 提出が必要となる住民票及び戸籍謄本

・会員と本支援金対象者が同居の場合

⇒会員の現住所(申請時)がわかる住民票(本支援金対象者の同居が確認できるもの)

・会員と本支援金対象者が別居、かつ本支援金対象者が扶養家族の場合

⇒本支援金対象者の現住所(申請時)がわかる住民票(※)

・会員と本支援金対象者が別居、かつ本支援金対象者が扶養家族ではない場合

⇒本支援金対象者の現住所(申請時)がわかる住民票(※)、及び会員と本支援金対象者の続柄がわかる戸籍謄本

※会員と本支援金対象者が別居の場合、本支援金対象者の住民票と本会で保有している会員の住所データを照合し、別居の確認を行う

《会員が本支援金対象者に対して送金による援助を行なった場合》

- ⑥会員の預金通帳のうち、金融機関名と口座名義を確認可能な表紙（写）、および送金の事実を確認可能なページ（写）

《自治体から独自の補助を受けた場合》

- ⑦自治体から独自の補助を受けたことが確認可能な交付決定通知書（写）

（２）介護施設入居

《全申請者共通》

- ①本支援金対象者の要介護度を確認可能な『介護保険被保険者証』（写）
②介護施設入居に関する契約書（写）
③『特定施設入居者生活介護』、『地域密着型特定施設入居者生活介護』、『認知症対応型共同生活介護』のいずれかの事業者指定施設であることを確認可能な文書（写）（注１）
④入居時一時金の内訳と金額が確認可能な文書（写）（注１）
⑤入居時一時金の支払いに係る領収証（写）
⑥会員と本支援金対象者の続柄および住所を確認可能な住民票原本、または戸籍謄本原本（注２）

（注１）③と④の一方または両方の内容が②の中に記載されている場合、記載内容に応じて③と④の一方または両方につき提出不要とする。

（注２）提出が必要となる住民票及び戸籍謄本

- ・ 介護施設入居前に会員と本支援金対象者が同居の場合
- ・ 介護施設入居前に会員と本支援金対象者が別居、かつ本支援金対象者が扶養家族の場合
⇒本支援金対象者の転居先住所がわかる住民票（※）
- ・ 介護施設入居前に会員と本支援金対象者が別居、かつ本支援金対象者が扶養家族ではない場合
⇒本支援金対象者の転居先住所がわかる住民票（※）、及び会員と本支援金対象者の続柄がわかる戸籍謄本

※本支援金対象者の転居先住民票と共済会で保有している会員の住所データを照合し、同居・別居の確認を行う

《会員が本支援金対象者に対して送金による援助を行なった場合》

- ⑦会員の預金通帳のうち、金融機関名と口座名義を確認可能な表紙（写）、および送金の事実を確認可能なページ（写）

《自治体から独自の補助を受けた場合》

- ⑧自治体から独自の補助を受けたことが確認可能な交付決定通知書（写）

10. 本支援金の対象とする始期

2010年11月1日以降の住宅改修完了および介護施設入居をもって、本支援金の対象とする。

【申請受付開始日：2010年11月1日】

11. 備考

本支援金の支給は、同一の本支援金対象者につき1回限りとする。

以 上